

仕様書

- 1 事業年度 令和元年度
- 2 委託業務名 令和元年度「吉野・高野・熊野の国」事業世界遺産登録15周年記念事業業務委託
- 3 契約期間 契約締結日から令和2年3月25日（水）まで

4 目的

令和元年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録15周年を迎えることを契機に、吉野・高野・熊野地域の文化的価値を広く伝える記念イベント、当該地域の魅力・観光資源に関する広告の実施や情報発信等を行い、知名度向上や自然保護意識の醸成、より一層の誘客を図ることを目的とする。

5 予算上限額

金15,000,000円（消費税及び地方消費税、金1,363,636円を含む。）

6 業務要件等

6-1 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録15周年記念シンポジウムの開催

(1) 内容

平成16年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、今年で15周年を迎えるにあたり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年大阪万博など今後も増加が予想される外国人観光客を誘客するため、首都圏において旅行事業者等をターゲットにした当該地域の魅力を発信するシンポジウムを開催する。また、誘客エリアは、吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアとし、「四大聖地周遊」をテーマに盛り込んだ内容とすること。

(2) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

①シンポジウムの企画・実施

次の要件を満たすシンポジウムを企画・実施する。

- ・出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費・弁当代等飲食費、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含む。
- ・開催日時は10月23日（水）13時から17時までを予定。
- ・開催規模は100名から150名程度を想定。
- ・開催会場は東京都内で行うものとする。
- ・本シンポジウムは旅行事業者、旅客事業者等の外国人観光客を顧客とする事業者及びテレビ局、新聞社、出版社等のメディアを対象とする。この際、参加募集の手法は、具体的な計画併せて提案すること。
- ・本シンポジウムにて、「四大聖地周遊」の魅力を発信し、インバウンド誘客を目指すためのテーマ設定をすること。

- ・内容には有識者等による基調講演及び有識者等、奈良県、和歌山県、三重県の3県の知事のトークセッションを必ず含むこと。
- ・全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ・会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、シンポジウムの進行、運営を行う。
- ・出演者等の送迎、アテンドを行う。
- ・参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
- ・参加者に会場で、シンポジウムに関するアンケートを行う。（案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。）
- ・イベント傷害保険に加入する。（保険料は委託費を含む。）

②会場での当該地域関連展示等の企画・実施

当日の会場で、企画提案書に記載された演出を実施する。

シンポジウム会場で当該地域関連展示等の演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配を行い、運営管理も行うものとする。

③シンポジウムに関する情報発信

別途6-4に記載するとおり、その他の委託事業と併せ、効果的な情報発信を行うこと。

④参加者への案内状の作成、送付及び参加者の取りまとめ

シンポジウムの参加者への案内状を作成のうえ送付し、参加者を取りまとめ、参加者名簿の作成を行う。

⑤シンポジウム参加申込の受付

シンポジウム事前申込受付と聴講券の交付、参加申込者名簿の作成、シンポジウム開催についての電話等問い合わせの対応を行う。また、参加人数が定員に満たない場合は事務局と協議の上、対策を行うものとする。

⑥事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

次の要件を満たすよう事業を取りまとめ、事業実施報告書を作成する。

- ・シンポジウムでの発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、テープ起こし文、講演概要（ホームページ用データ作成を含む。）を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。
- ・講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。なお、記録写真や講演概要等をホームページで公開することについては、必要な関係者に事前の了解を得るものとする。
- ・事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

⑦打合せ協議

本業務を遂行するに当たり必要に応じて事務局との協議を実施する。

(3) 成果物

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部（令和2年3月25日）
- ・打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式（令和2年3月25日）
- ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式（令和2年3月25日）

これらはPDF及びIllustrator CS 6のデータを格納したDVDを3枚納品すること。

(4) 提案内容

シンポジウム開催会場や司会者を含めた登壇者などを、具体的なシンポジウムコンセプト、費用総額と併せて提案すること。この際、会場は参加者がアクセスしやすく、登録15周年記念にふさわしい品位のある場所とし、内容は参加者を十分見込める、実効性のあるものとする。シンポジウム参加者を募集する手法や情報発信の手法についても、具体的な計画、見込み参加者数と併せて提案すること。

6-2 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録15周年記念広告等の実施

(1) 内容

平成16年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、今年で15周年を迎えるにあたり、国内旅行者のより一層の誘客を図るとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年大阪万博など今後も増加が予想される外国人旅行者を誘客するため、当該地域の魅力・観光資源に関する広告の実施及び外国人旅行者向けのモデルコースの作成を行う。なお、誘客エリアは、吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアとし、「四大聖地周遊」をテーマに盛り込んだ内容とすること。

(2) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

① 広告の実施

- ・当該地域の魅力、観光資源に関する広告を実施すること。
- ・広告の手法については自由に提案すること（新聞広告、エージェントが作成する旅行者向け情報誌・WEB広告など）。
- ・広告の際には、令和元年9月から令和2年1月の間に催行される首都圏を発着地とした四大聖地を偏りなく周遊するツアー商品とタイアップした内容とすること。

（タイアップするツアー商品の例）

吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアを偏りなく周遊し、三重県（熊野エリア）、和歌山県（高野エリア若しくは熊野エリア）、奈良県（吉野エリア）のいずれにも宿泊する3泊4日のツアー商品（20回以上の設定）

② 外国人旅行者向けモデルコースの作成及び発信

- ・欧米豪のうち、関西エリアへの旅行者が多い国を対象に、当該地域ならではのスピリチュアルな魅力や温泉などの誘客要素を盛り込んだモデルコースを作成するとともに、外国人旅行者が旅行プランを計画する段階で閲覧する効果的な媒体等に掲載・発信すること。コース所要日数や経由地、アクセス方法（バス、レンタカー、タクシー等を想定）等は、外国人旅行

者が利用しやすいものとし、複数のコースを作成すること。

③ 事業実施報告書の作成

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

④ 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり必要に応じて事務局との協議を実施する。

(3) 成果物

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部（令和2年3月25日）
 - ・打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
 - ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
- これらはPDF及びIllustrator CS 6のデータを格納したDVDを3枚納品すること。

(4) 提案内容

・広告の実施について、それぞれ以下の項目を具体的な数値等を用いて提案すること。

① 広告の手法

② タイアップするツアー商品の内容

- （ツアー行程
- 当該地域の魅力や世界遺産登録15周年を活かしたツアーの特徴
- 主なターゲット
- 造成本数
- 最少催行人数
- 販売価格と販売目標
- 類似商品の販売実績

・外国人旅行者向けモデルコースの作成及び発信について、以下の項目を具体的な数値等を用いて提案すること。

- （コース概要（経由地などを詳細に）
- 当該地域ならではのスピリチュアルな魅力や温泉などの誘客要素を盛り込んだモデルコースの特徴
- アクセス方法（バス、レンタカー、タクシー等を想定）について
- 日本への旅行に興味をもっている外国人（主に欧米豪）に特設WEBサイト等を効果的に閲覧させる手法

6-3 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録15周年記念スタンプラリーの実施

(1) 内容

平成16年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、今年で15周年を迎える

にあたり、当該地域を周遊するスタンプラリーを実施することにより、さらなる誘客や滞在時間の延長、周遊観光及び消費の促進を図る。また、誘客エリアは、吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアとし、「四大聖地周遊」をテーマに盛り込んだ内容とすること。

(2) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

①参加施設の選定

次の要件を満たすスタンプラリースポットを選定する。

- ・スタンプラリースポットの所在地域は三重県、和歌山県、奈良県の3県から各5箇所計15件とし、選定すること。
- ・熊野古道とその周辺地域に所在する施設等を選定すること。
- ・スタンプラリースポットの決定にあたっては、適宜に事務局と協議を行うこと。

②スタンプラリーの実施

- ・スタンプラリーの実施方法は自由に提案すること。この際、紙台紙にスタンプを押印するもの、位置情報サービス等を利用したデジタルスタンプラリーなど手法は問わないが、下記のとおり各県保有の「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する既存スタンプを使用することも可能とする。

奈良県：「熊野参詣道小辺路 スタンプ押印帳」20箇所

詳細は別紙のとおり

三重県：「熊野古道伊勢路ガイドマップ」16箇所

URL <http://www.kodo.pref.mie.lg.jp/download/#06>

※熊野古道・伊勢路手形ラリーは、東紀州地域振興公社にて実施のため、既存スタンプ使用の際は同公社の承認が必要。

和歌山県：「『高野・熊野』和歌山四参詣道 押印帳」92箇所

詳細は別紙のとおり

- ・スタンプラリースポットまたは、当該地域にある飲食店、物販店、宿泊施設等で商品等を購入した場合には割引の特典が受けられるなど、当該地域での周遊と観光消費の双方を促す仕組みが含まれていること。
- ・スタンプ取得者には、全員または抽選により賞品を進呈するものとし、応募条件は自由に提案すること。
- ・実施方法及び応募条件は、国内外から旅行者が参加しやすいものを提案すること。
- ・スタンプラリーの賞品は、世界遺産登録15周年記念にふさわしいものを提案すること。また、賞品作成費用、賞品の郵送費用に関しては、委託料に含む。
- ・賞品応募時にはアンケート（性別、年代、居住地等）を必須とし、結果を集計・分析したものを業務実施報告書に反映すること。
- ・実施期間は、令和元年7月中から令和2年1月末までとする。

③事業実施報告書の作成

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

④打合せ協議

本業務を遂行するに当たり必要に応じて事務局との協議を実施する。

(3) 成果物

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部（令和2年3月25日）
- ・打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
- ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）

これらはPDF及びIllustrator CS 6のデータを格納したDVDを3枚納品すること。

(4) 提案内容

スタンプラリーの実施方法、台紙、スタンプデザイン、賞品の応募条件、賞品、当該地域に所在する施設等からスタンプラリースポット15件を選定することを具体的に提案すること。この際、実施方法及び応募条件は、国内外からの旅行者が参加しやすいものとし、スタンプラリーの賞品は世界遺産登録15周年記念にふさわしいものを提案すること。

6-4 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録15周年に関する情報発信

(1) 内容

平成16年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、今年で15周年を迎えるにあたり、国内外に向けた当該地域の知名度向上や、より一層の誘客を図る情報発信を行う。なお、誘客エリアは、吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアとし、「四大聖地周遊」をテーマに盛り込んだ内容とすること。

(2) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

①情報発信

次の要件を満たす方法で情報発信を行う。

- ・当該地域には「スピリチュアル」「聖地」「癒し」など女性が好む要素が多数存在することから「女性層」をメインターゲットとする。
- ・別途配布する15周年記念のパンフレット、ポスターのデータ等を使用し、世界遺産登録15周年と記念シンポジウム、記念ツアー、モデルコース、記念スタンプラリーの各事業を国内外に向けて発信できるよう、わかりやすく効果的な手法で情報発信を行う。

(例：鉄道駅、サービスエリア等でのパンフレットラック及びデジタルサイネージ、web、SNS、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどでの情報発信)

参考：日本語パンフレット・ポスターデータ「世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道(日本語)」

奈良県HP ならの観光力向上課 (<http://www.pref.nara.jp/49731.htm>)

英語パンフレットデータ「世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道（英語）」

奈良県HP ならの観光力向上課 (<http://www.pref.nara.jp/49734.htm>)

- ・特設WEBサイトを必ず開設することとし、上記の情報を掲載する。国内旅行者向けに日本語によるコンテンツを充実させるほか、外国人旅行者に向けた情報は英語で標記し、外国人旅行者向けモデルコースの情報を併せて発信すること。ただし、特設WEBサイトの公開期間は令和2年2月末を目途とする。サイト上に掲載するイベントスケジュール等については状況に応じて月2回程度の修正を行うものとし、サイトの運営及び修正等にかかる費用一切を委託費に含むものとする。
- ・特設WEBサイトへ効果的に誘導すること。
- ・twitter やインスタグラム、Facebook などの SNS を活用した情報発信を行うこと。

②事業実施報告書の作成

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

③打合せ協議

本業務を遂行するに当たり必要に応じて事務局との協議を実施する。

(3) 成果物

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部（令和2年3月25日）
 - ・打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
 - ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
- これらはPDF及びIllustrator CS 6のデータを格納したDVDを3枚納品すること。

(4) 提案内容

- ・情報発信についてはその手法とともに、具体的な数字（見込みの閲覧数や配布数、配布場所、期間等）を提案すること。ただし、情報発信の期間は令和2年2月末までを目途とする。
- ・特設WEBサイトへの効果的な誘導方法

6-5 「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録15周年記念グッズの作成

(1) 内容

平成16年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、今年で15周年を迎えるにあたり、当該地域の魅力・観光資源のPRを行うため、記念グッズの作成を行う。なお、誘客エリアは、吉野・高野・熊野エリアに伊勢を加えたエリアとし、「四大聖地周遊」をテーマに盛り込んだ内容とすること。

(2) 業務概要

本業務の概要は次のとおりである。

①記念グッズの作成

- ・記念グッズ（手ぬぐいを想定）の作成を行うこと。
- ・世界遺産登録15周年記念にふさわしいものを提案すること。なお、作成費用に関しては、委託料に含む。
- ・デザインについては事務局と協議の上、決定することとする。
- ・作成した記念グッズは、6-1のシンポジウムの際に配布する記念品、6-2の広告とタイアップしたツアー参加者への配布及び6-3のスタンプラリー賞品として活用することも可能とする。

②事業実施報告書の作成

事業実施報告書は紙ベースで3部及び電子データ一式とする。

③打合せ協議

本業務を遂行するに当たり必要に応じて事務局との協議を実施する。

(3) 成果物

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部（令和2年3月25日）
 - ・打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
 - ・上記の電子データ一式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式（令和2年3月25日）
- これらはPDF及びIllustrator CS 6のデータを格納したDVDを3枚納品すること。

(4) 提案内容

- ・記念グッズの作成について、それぞれ以下の項目を具体的な数値等を用いて提案すること。

〔 サイズ
材質
数量

※デザインについては事務局と協議の上、決定

7 委託条件等

(1) 条件

委託にかかる条件は以下のとおりとする。

- ①本業務の成果品については、事務局の検査を受けた後、納品するものとする。
- ②事務局が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。
受託者は事務局の指示に従い、借用書を事務局に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を事務局に返却しなければならない。
- ③受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、事務局の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。事務局より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

る。

④この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- ・成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者である事務局に無償で譲渡するものとする。
- ・事務局は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、事務局の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- ・受託者は、事務局の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

⑤受託者は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。

(2) 特記事項

- ① 上記に関し、内容の一層の充実等を図るため、記載情報の追加・変更等を行う場合がある。
- ② 本仕様書に未記載の事項については、事務局と受託者が協議の上対応すること。

8 納入期限及び納入先

(1) 納入期限

令和 2 年 3 月 2 5 日 (水)

(2) 納入先

本業務の成果品は以下の納入先へ納入すること。

- ① 三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課 (三重県津市広明町 1 3)
- ② 和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課 (和歌山市小松原通 1 - 1)
- ③ 奈良県地域振興部観光局ならの観光力向上課 (奈良県奈良市登大路町 3 0)

9 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- (1) 「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とし、その周辺地域を含めた「吉野・高野・熊野の国」エリアの情報を基本とすること。
- (2) 外国人旅行者や国内旅行者の嗜好や動向などを理解し、具体的な情報をもとに企画・提案を行うこと。
- (3) 三重県、奈良県、和歌山県にまたがる「吉野・高野・熊野の国」を一体として扱い、一県もしくは二県のみ限定した提案ではないこと。
- (4) 事業実施に際し、どの地域資源を活用するかなど、三県と情報共有及び協議する余地があること。